

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 30 日

月 曜 日

号 外(3)

## 目 次

### 規 則

- 富山県公印規則の一部を改正する等の規則 1
- 富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 2
- 富山県宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する規則 3

### 告 示

- 富山県立都市公園の特定有料公園施設の利用料金の額についての一部改正 5

### 訓 令

- 富山県公印管理規程の一部を改正する訓令
- 富山県立大学教員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令 6
- 富山県法制審査会規程及び富山県法制審査会付議手続規程の一部を改正する訓令 7
- 富山県報発行手続を廃止する訓令 8
- 富山県官報報告事務取扱規程を廃止する訓令
- 富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
- 富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 9
- 富山県事務引継規程等の一部を改正する訓令 10

## 規 則

富山県公印規則の一部を改正する等の規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第17号

富山県公印規則の一部を改正する等の規則

(富山県公印規則の一部改正)

**第 1 条** 富山県公印規則（昭和62年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

|             |      |
|-------------|------|
| 学部長印        | 方 20 |
| 研究科長印       | 方 20 |
| 学生部長印       | 方 20 |
| 入試・学生募集部長印  | 方 20 |
| 附属施設の長印     | 方 20 |
| 県立大学事務局の課長印 | 方 20 |

を

|         |      |
|---------|------|
| 附属施設の長印 | 方 20 |
|---------|------|

に改め、同表備考中第 4 項から第 7 項までを削り、同表備考第 8 項中「第 91 条、」を削り、同項を同表備考第 4 項とする。

(富山県立大学条例施行規則の廃止)

**第 2 条** 富山県立大学条例施行規則（平成 2 年富山県規則第 3 号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(文書学術課)

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県規則第 18 号

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立都市公園条例施行規則（昭和 52 年富山県規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(有料公園施設の利用の手続)」に改め、同条第 1 項中「有料公園施設等(」を「有料公園施設(」に改め、「及び条例別表第 1 の 2 に掲げる特定有料公園施設」を削り、「有料公園施設等利用承認申請書」を「有料公園施設

利用承認申請書」に、「有料公園施設等利用承認書」を「有料公園施設利用承認書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「有料公園施設等」を「有料公園施設」に改める。

様式第7号中「有料公園施設等利用承認申請書」を「有料公園施設利用承認申請書」に、「**、有料公園施設等**」を「**、有料公園施設**」に、「**利用する有料公園施設等**」を「**利用する有料公園施設**」に、「**有料公園施設等に**」を「**有料公園施設に**」に改める。

様式第8号中「有料公園施設等利用承認書」を「有料公園施設利用承認書」に、「**有料公園施設等の**」を「**有料公園施設の**」に、「**利用する有料公園施設等**」を「**利用する有料公園施設**」に、「**有料公園施設等利用承認申請書**」を「**有料公園施設利用承認申請書**」に、「**使用料**」を「**利用料金**」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県立都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(都市計画課)

富山県宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県規則第19号

富山県宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する規則

富山県宅地建物取引業法施行規則（昭和56年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第15条第1項」を「第31条の3第1項」に、「取引主任者（」

を「宅地建物取引士（）」に、「取引主任者と」を「宅地建物取引士と」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第 4 条第 4 号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第16条中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改める。

第17条の見出しを「（宅地建物取引士証の返還請求）」に改め、同条中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改める。

第20条中「第 6 条の 2」を「第15条の 5 の 2」に改める。

様式第 1 号中「うち専任の取引主任者」を「うち専任の宅地建物取引士」に、  
「取引主任者であるか否かの別」を「宅地建物取引士であるか否かの別」に、

- 「 5 「専任の取引主任者」には法第15条第 2 項の規定により専任の取引主任者とみなされる者を含む。  
6 「取引主任者であるか否かの別」の欄には、取引主任者である者には○をつけること。なお、専任の取引主任者以外の取引主任者にあつては、登録番号も併せて記入すること。」

を

- 「 5 「専任の宅地建物取引士」には法第31条の 3 第 2 項の規定により専任の宅地建物取引士とみなされる者を含む。  
6 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○をつけること。なお、専任の宅地建物取引士以外の宅地建物取引士にあつては、登録番号も併せて記入すること。」

に改める。

様式第 2 号中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改める。

様式第 3 号中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に、「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、

「主任者証発行番号」を「発行番号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県宅地建物取引業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

~~~~~

告 示

~~~~~

富山県告示第159号

富山県立都市公園の特定有料公園施設の利用料金の額についての一部  
改正について

富山県立都市公園の特定有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第 185号）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

題名を次のように改める。

富山県立都市公園の有料公園施設の利用料金の額について

本文中「別表第 5 の 1 の表備考第 4 項」を「別表第 4 の 1 の表備考第 5 項」に改める。

1 の表以外の部分中「別表第 5 の 1 の表備考第 4 項」を「別表第 4 の 1 の表備考第 5 項」に改め、1 の表中「特定有料公園施設名」を「有料公園施設名」に改める。

2 の表以外の部分中「別表第 5 の 2 の表」を「別表第 4 の 2 の表」に改め、2 の表中「特定有料公園施設名」を「有料公園施設名」に改める。

(都市計画課)

~~~~~

訓 令

~~~~~

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第1号**

本 庁  
出先機関

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条及び第6条（見出しを含む。）中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

別表中「文書学術課長」を「文書総務課長」に、「文書学術課文書管理係長」を「文書総務課総務係長」に、「学部長印 研究科長印 学生部長印 附属施設の長印」を「附属施設の長印」に、「県立大学事務局の課長印 中央病院事務局の課長印」を「中央病院事務局の課長印」に改める。

様式第1号中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（文書学術課）

富山県立大学教員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第2号**

富山県立大学

富山県立大学教員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令

富山県立大学教員の勤務時間に関する規程（平成19年富山県訓令第10号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（文書学術課）

富山県法制審査会規程及び富山県法制審査会付議手続規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第3号

本庁

富山県法制審査会規程及び富山県法制審査会付議手続規程の一部を改正する訓令

(富山県法制審査会規程の一部改正)

**第1条** 富山県法制審査会規程(昭和39年富山県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「経営管理部文書学術課長」を「経営管理部文書総務課長」に改め、同条第3項中「経営管理部文書学術課」を「経営管理部文書総務課」に改める。

第10条中「経営管理部文書学術課」を「経営管理部文書総務課」に改める。

(富山県法制審査会付議手続規程の一部改正)

**第2条** 富山県法制審査会付議手続規程(昭和38年富山県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「経営管理部文書学術課長(以下「文書学術課長」を「経営管理部文書総務課長(以下「文書総務課長」に改める。

第6条及び第7条(見出しを含む。)中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第8条第1項中「経営管理部文書学術課」を「経営管理部文書総務課」に改め、同条第2項中「文書学術課」を「経営管理部文書総務課」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(文書学術課)

---

富山県報発行手続を廃止する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第4号**

本 庁  
出先機関

富山県報発行手続を廃止する訓令

富山県報発行手続（昭和24年富山県庁達第102号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（文書学術課）

富山県官報報告事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第5号**

本 庁  
出先機関

富山県官報報告事務取扱規程を廃止する訓令

富山県官報報告事務取扱規程（昭和24年富山県庁達第12号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、公表の日から施行する。

（文書学術課）

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

---



**富山県訓令第6号**

本 庁  
出 先 機 関  
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第7中「県立大学 総合県税事務所（自動車税センター、高岡相談室、魚津相談室及び砺波相談室を除く。）」を「総合県税事務所（自動車税センター、高岡相談室、魚津相談室及び砺波相談室を除く。）」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第7号**

観光・地域振興局国際・日本海政策課

富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程（平成21年富山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

観光・地域振興局国際課

題名を次のように改める。

富山県観光・地域振興局国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する

## る規程

第 1 条中「富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センターの」を「富山県観光・地域振興局国際課旅券センターの」に、「富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター高岡支所」を「富山県観光・地域振興局国際課旅券センター高岡支所」に改める。

第 3 条第 1 項中「富山県観光・地域振興局国際・日本海政策課長」を「富山県観光・地域振興局国際課長」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県事務引継規程等の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県訓令第 8 号

本 庁  
出先機関

富山県事務引継規程等の一部を改正する訓令

(富山県事務引継規程の一部改正)

**第 1 条** 富山県事務引継規程（昭和42年富山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「オ 県立大学長」を削る。

(富山県職員表彰規程の一部改正)

**第 2 条** 富山県職員表彰規程（昭和45年富山県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「は、」の次に「本県が設立した一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 8 条第 3 項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役職員として在職した期間（任命権者の要請を受けて当該地方

独立行政法人の役職員となるため退職した職員である場合に限る。) 及び」を加える。

(富山県職員被服等貸与規程の一部改正)

**第 3 条** 富山県職員被服等貸与規程 (昭和38年富山県訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表の57の項を次のように改める。

|       |
|-------|
| 57 削除 |
|-------|

**附 則**

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

